

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具貸与フローチャート

<p>下記福祉用具は、給付要件が有ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆車いす及び車いす付属品 ◆特殊寝台及び特殊寝台付属品 ◆床ずれ防止用具及び体位変換器 ◆認知症老人徘徊感知器 ◆移動用リフト(つり具の部分を除く) ◆自動排泄処理装置(尿と便を自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの) <p>※この種目のみ要介護2・3のかたも原則として貸与できません。</p> <p>給付要件 認定調査の調査項目で「厚生労働大臣が定める者」に該当しなければならない</p>	<p>下記福祉用具については、給付の要件はありません。</p> <p>手すり・スロープ・歩行器 歩行補助つえ</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">給付可</p>
--	--

給付要件のある福祉用具貸与の判断手順

